

意見書

平成 27 年 2 月 17 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成 27 年1月 28 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「平成 27 年度の加入光ファイバに係る接続料の改定」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

【総論】

昨年 12 月、情報通信審議会答申「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方 ―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」(以下「答申」といいます。)において、世界最高水準の IT 社会を実現し、経済活性化と国民生活の向上を図るための ICT 基盤の在り方について具体的方針が示されました。特に、加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、FTTH サービスが我が国の経済・社会活動や国民生活に不可欠な基盤としての重要性を増す中、主要な論点の一つとして議論が行われ、「事業者間の競争を促進することによって FTTH サービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげる」という方向性が示されています。弊社共としても、低迷する利用率の向上が喫緊の課題であると考えており、事業者間の競争を通じて実現に貢献したいと考えています。

しかしながら、このたび補正申請が行われた平成 27 年度の加入光ファイバに係る接続料については、前年度と比較して、東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本殿」といいます。)がシングルスター方式: +133 円(+4.2%)、シェアドアクセス方式: +122 円(+4.3%)、西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本殿」といいます。)がシングルスター方式: +147 円(+4.6%)、シェアドアクセス方式: +100 円(+3.5%)と大幅に上昇しています。国策としてまさにこれから利用率を向上させていこうとしている FTTH サービスについて、その接続料が上昇する、という状況は答申の方向性に逆行するものです。答申の方向性に沿って利用率向上を実現するために、より競争促進、新規参入促進に資する接続制度が求められているものと考えます。

【各論】

1. 乖離額調整制度について

平成 26 年度以降の 3 か年の加入光ファイバ接続料に関して、NTT 東日本殿及び NTT 西日本殿(以下「NTT 東西殿」といいます。)並びに接続事業者とも需要を積極的に見積もっていることや接続事業者起因による乖離発生への恐れ等の理由から、将来原価方式において制度上認められていない乖離額調整を特例として許可していることについて、考え方として一定の理解はできます。

一方で、平成 23 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に係る答申(平成 23 年 3 月 29 日)において、「将来原価方式に恒常的な乖離額調整制度を導入することについては、予見可能性、公平性、コスト削減インセンティブといった点から適当ではない」と示されているとおり、本来、将来原価方式に乖離額調整制度を導入することは適当ではありません。

また、将来減価方式は貸出芯線数が増えれば NTT 東西殿にもメリットがある、という点も考慮に入れて考えるべきであり、先述の通り国策として光の利用率向上に取り組んでいく方向性の中、光ファイバの貸し出し方法の議論が行われる予定である現状において、NTT 東西殿が積極的に貸し出しを行うインセンティブを確保するという観点も含め乖離額調整制度の継続可否を検討すべきと考えます。

2. 光ファイバの耐用年数見直しについて

光ファイバの耐用年数については、長期増分費用モデル研究会(以下「LRIC 研究会」といいます。)でも実態を踏まえた光ファイバの見直しが行われたところ、まずは LRIC 研究会の議論結果を踏まえ、同様の見直しを反映すべきと考えます。

以上